

外圧と民主化：トルコ憲法改正2001年

間 寧

はじめに

I 1982年憲法の特徴

II 過去の改憲

III 2001年10月改憲：個人や少数派の自由と権利の

拡大

おわりに

資料：2001年改憲条文

はじめに

トルコ国会は2001年10月3日、現行の1982年憲法^(注1)に、全35条項にわたる民主化のための憲法改正（以下、2001年改憲と記す）を行った。これは、同憲法に関して行われた過去6回の憲法修正の中で、最大規模のものである。新憲法の導入や大規模な憲法改正は多くの場合、体制変革を成し遂げた政治勢力がその成果を制度化、永続化しようとした際の産物である^(注2)。しかしトルコの2001年改憲に際して、そのような体制変革の動きは見られなかった。ではなぜ今回、このような大幅な憲法改正が行われたのだろうか。またこの改憲は過去の改憲とどのような論理的、歴史的繋がりがあのだろうか。本稿では2001年改憲の内容、政治的背景、および民主化効果を、

過去の改憲と比較することにより明らかにする。そのうえで、トルコの内政と外交における2001年改憲の意義を考察したい。

本稿の主張は次の2点に要約できる。第1に、2001年改憲は、強い外圧の下に実現した。トルコは1990年代末に欧州連合（EU）の拡大過程に参加する機会をつかんだが、EUはトルコの加盟条件として民主化のための憲法・法改正を要求した。特に2001年改憲は、2001年末までにトルコが達成すべき必須条件を実現するためのものだった。第2に、2001年改憲は、それまで行われた民主化改憲の成果をさらに深化させたものである。今回、個人・集団の自由と権利の拡大を基本に、体系的かつ広範囲な改憲が行われたことは、1982年憲法の権威主義的側面をかなり弱める効果を持った。

I 1982年憲法の特徴

2001年改憲を過去の改憲と比較する前に、改憲の対象である現行1982年憲法の特徴を、その前の1961年憲法と比較しながら明らかにしておきたい。

1. 1961年憲法

トルコ共和国の歴史で最も民主的な憲法である1961年憲法は、1960年の軍事クーデターに伴う軍政下で制定された。軍事クーデターの理由は、複数政党制移行後2度目の総選挙（1950年）で政権に就いた民主党が1950年代末に独裁化したことにある。軍事政権は民主党関係者を軍事裁判で厳刑に処す一方、広範な社会勢力から成る制憲議会に憲法の起草を任せた。二院制の制憲議会では、軍人で構成される上院よりも文民で構成される下院の方が人数が多かったため、両院の草案が異なる場合には下院つまり文民の草案が（両院協議会において）優先された^(註3)。

1961年憲法は、民主党政権が過半数議席を利用して憲法規定や基本的人権に反する立法や決定を行ったことへの反発だった。すなわち1961年憲法は、その前の1924年憲法に比べ以下の特徴をもっていた。第1に、民主主義の理解を多数派主義（数のうえで最大の勢力が権力を握る）から多元主義（少数派を含めた社会の多様な勢力の間で権力を共有する）に変えた。そして、憲法至上主義、三権分立、多元的社会的発展という原則を掲げた。制度的には、独立性の高い司法審査の導入、行政府権限の抑制、選挙制の比較多数制から比例選挙制への転換、上院の設置などが挙げられる。第2に、基本的人権の保障が拡大強化された。第3に、社会的国家の概念を導入し、社会の平和と公正の実現を目指す一方、社会経済的活動への国家介入を正当化した^(註4)。

ただし1961年憲法は1971年と1973年の改憲により、民主的性格を後退させた。これらの

改憲は、1971年の書簡によるクーデターを契機にしていた。同クーデターは、左右両派の対立などの社会不安を政府が収拾できないならば軍部が政権に就くという旨の書簡を軍部がデミレル首相に送り、同首相が辞任したという間接的クーデターである（軍指導部の真の狙いは、急進若手将校による計画が発覚したクーデターを阻止することであった。急進若手将校は、1961年憲法が公約した社会改革を右派政権が無視していたことを不満に、社会主義的体制の樹立を目指していた）。軍部は政権を超党派内閣に任せたがその背後で圧力をかけ、社会主義的思想および活動を厳しく取り締まる憲法・法律改正を実現させた^(註5)。

1971年と1973年の改憲では、国家機能においては、軍部の自律性が拡大され（軍人に関する行政措置の司法審査を行う軍事行政裁判所の設立、戒厳令布告条件の緩和、軍事裁判所に民間人を軍事上以外の罪でも裁く権限を付与など）、司法審査が制限され（違憲立法審査請求資格で小政党を除外、司法府が行政府の合法的措置を制限することの禁止）、行政権限が拡大された（租税法の詳細の変更権限や法的効力を持つ政令の発令権限を内閣に付与、内閣・閣僚不信任成立要件の強化など）。基本的人権に対しては、国家権力による多くの制限がもたらされた。たとえば（分離主義を禁止する）「国家の国土・国民との一体性の擁護」などの曖昧な理由で国家が基本的人権を制限できることが認められたほか、文官・武官判事併用の国家安全保障裁判所が設立された^(註6)。これら反動的改憲の内容は、より強化された形で1982年憲法に受け継がれた。

2. 1982年憲法

1982年憲法も1961年憲法と同様に軍政下で起草されたが、その内容は逆行的である。1980年軍事クーデターの理由は、両極テロなどの政治的混乱を收拾することだった。軍事政権は、すべての政党を解散、主要政治家を逮捕し、裁判にかけるとともに、政治的安定を実現できる新憲法の制定に着手した。軍事政権は、1970年代末の政治的混乱の原因が、1961年憲法が立法府を分裂させ、行政府機能を低下させ、団体や労働組合などの過度の政治参加を許したことにあったと考えた。制憲議会は二院制だったが、文民が構成する諮問会議が承認した草案を、軍人が構成する国家安全評議会が承認、拒否、修正することで、実質的権限は軍部が握っていた^(注7)。

1982年憲法は1961年憲法に比べ、(1)規定が詳細にわたり、(2)修正が難しく、(3)軍事政権の「成果」を当面維持するための暫定条項(provisional articles)が多く、(4)国家権力を強めて個人の自由を弱め、(5)三権のうち行政府権限を強め、(6)政治的意思決定機構での膠着状態を防ぎ、(7)政治参加を制限する内容だった^(注8)。制度的には、議院内閣制ながらも大統領の非常大権が拡大され、基本的人権が(広範かつ曖昧に定義された)非常事態において制限を受けることが明記された。市民社会組織は国家の厳しい監視を受けるとともに、政治活動を禁止された。つまり、1982年憲法は、1961年憲法が保障した権利と自由や権力抑制機能を制限することにより、強い中央政府を確立することを狙っていた。また、憲法の基本的枠組みが非常に変更しにくい仕組み

になっていた。

II 過去の改憲

1982年憲法は2001年以前にも、1987年5月、1993年7月、1995年7月、1999年6月、1999年8月と5回改正されてきた(第1表)。そのうち4回が民主化を目的とした改憲だった。本節では過去5回の改憲を、内容、政治的理由、民主化効果から概観する。すると、改憲の内容と政治的理由は年月とともに変化してきたことがわかる。内容的には、民主化の対象が政党・政治家だけから市民社会、さらには一般市民にまで広げられた。政治的理由は、国内的圧力(または既成事実の合法化)から国際的圧力に代わっていった。なお、以下の文章中でそれぞれの改憲に言及する際、改憲が行われた年を、年が同じ複数の改憲については年の次に月を標記することにより区別する。

1. 1987年5月：旧政党・政治家の政界復帰

【内容】1987年改憲では、国会と選挙に関する一連の憲法改正が行われたが、最も重要なのは、1980年軍事クーデターで逮捕・拘束された政治家の政治活動を1982年から5年ないし10年間禁止していた暫定第4条が廃止されたことである。これにより、スレイマン=デミレル(中道右派)、ピュレント=エジェヴィット(中道左派)、ネジュメッティン=エルバカン(イスラム派)、アルパルスラン=テュルケシュ(民族主義)などの主要な旧政党党首に政界復帰の道が開かれた。これ以外に、有権者最

第1表 1982年憲法についてこれまで行われた改正

改憲法成立日 ¹⁾	法律番号	【改正条項】改正要旨
1987年5月17日	3361	<p>【67】有権者最低年齢を21歳から20歳に引き下げ。</p> <p>【75】国会定員を400から450に引き上げ。</p> <p>【175】国会で憲法改正のために必要な賛成票数を3分の2から5分の3に引き下げ(ただし3分の2未満では国民投票が条件)。</p> <p>【暫定4】旧政治家の政治活動を解禁。</p>
1993年7月8日	3913	<p>【133条】テレビ・ラジオ局設立での国家独占を廃止。</p>
1995年7月23日	4121	<p>【前文】1980年軍事クーデターを擁護する表現を削除。</p> <p>【33】社団・財団に対する行政府の規制を緩和。社団・財団の政治活動を自由化。</p> <p>【52】労働／経営者組合の政治活動を自由化。</p> <p>【53】公務員の団結権を承認。</p> <p>【67】有権者年齢を20歳から18歳に引き下げ。国外居住者に選挙権を付与。</p> <p>【68】政党の青年・女性組織設立を容認。大学教員、大学生の政党加入を自由化。</p> <p>【69】政党の市民社会組織との提携を自由化。</p> <p>【75】国会定数を450から550に引き上げ。</p> <p>【84】国会議員の政党交替禁止規定を廃止。</p> <p>【85】政党解散命令での議員資格剥奪の対象を、全議員から解散命令の根拠である議員に縮小。</p> <p>【93】国会会期の始まりを9月から10月に変更。</p> <p>【127】国会選挙の前または後1年に行われる地方選挙を国会選挙と同時に実施。</p> <p>【135】公的職業団体の政治活動を自由化。</p> <p>【149】政党解散訴訟における被告政党に口頭弁論の機会を付与。</p> <p>【171】協同組合の政治活動を自由化。</p>
1999年6月8日	4388	<p>【143】国家安全保障裁判所の武官判事・検察官を文民化。</p>
1999年8月13日	4446	<p>【47】国家が法に基づき民営化を行えることを憲法で初めて規定。民営化の契約で私法を適用しうることも明記。</p> <p>【125】外国企業の公益事業許認可に関する争議に国際調停を容認。</p> <p>【155】国家評議会(最高行政裁判所)は、公益事業許認可について審査する権限を喪失(内閣・首相の諮問に答申するのみ)。</p>
2001年10月3日	4709	<p>【前文】国家原則に反する思想に対しては憲法上の保障がないという規定の廃止。</p> <p>【13】基本的権利と自由を制限できる根拠として挙げられていた、「国家の国土と国民との不可分の一体性、国家主権、共和制、国家安全保障、公的秩序、公共治安、公共利益、一般倫理および一般保健衛生を守る目的」という抽象的な理由を削除。権利と自由の制限に比例原則(目的と手段の均衡を要求する法原則)の採用。</p> <p>【14】「権利と自由の悪用禁止」の名のもとに権利と自由が不当に制限されることを禁止。また、権利と自由の制限を行為に限定し、思想を制限の対象から除外。</p> <p>【19】集団による罪での最大勾留期間を15日から4日へ引き下げ。国家賠償に賠償法の原則を適用して、公正さを確保。</p> <p>【20】個人への検査・搜索、拘束・押収のための条件を限定。司法府による監視を導入。</p> <p>【21】住居への検査・搜索、拘束・押収のための条件を限定。司法府による監視を導入。</p> <p>【22】盗聴のための条件を制限。司法府による監視を導入。</p> <p>【23】出国の自由に対する、国の経済状態を理由にする制限を廃止。</p> <p>【26】法律で禁じられた言語による思想の表明と宣伝の禁止を廃止。</p> <p>【28】法律で禁じられた言語での出版の禁止を廃止。</p>

- 【31】 通信利用の権利の制限を緩和。
- 【33】 社団および財団の設立における事後審査を廃止。
- 【34】 集会や示威行進の当局の判断による禁止・延期規定を廃止。社団、財団、組合、および公的職業団体が設立目的以外の事柄についても集会・示威行進を行うことを容認。
- 【36】 裁判における公正性を保障。
- 【38】 死刑を戦争とテロ犯罪の場合に限定。強制的自白が無効であることを明示。基本的人権を侵す契約を禁止。
- 【40】 個人が権利・自由の保護を求める場合の法的手続きを明示することを国家に義務付け。
- 【41】 夫婦間の平等を規定。
- 【46】 国有化価格・競売予定価格決定での恣意性の制限。
- 【49】 失業者の保護を国家に新たに義務付け。
- 【51】 労働者の団結権を、肉体労働者以外の労働者にも原則として承認。ただし、公務員の団結権が業務内容により法の制限を受けうること、すべての労働者の団結権が憲法第13条（権利と自由の制限）と同じ理由で法的制限を受けうることも明記。
- 【55】 最低賃金決定で、労働者の生活必要条件が考慮の対象に。
- 【65】 国家の社会経済的任務の遂行において、経済安定維持以外の優先目標を容認。
- 【66】 国際結婚で妻がトルコ国籍の場合も、子にトルコ国籍が与えられることを保障。
- 【67】 業務上過失による受刑者に選挙権付与。
- 【69】 政党助成金中止という、より軽い刑罰を追加導入。このため、有罪でも政党解散回避が可能に。
- 【74】 請願権の対象を、トルコ居住外国人にまで拡大。また、請願への迅速な対応を義務付け。
- 【86】 国会議員の社会保障権と年金受給権を保障²⁾。
- 【87】 国会の恩赦宣言と死刑執行決議の条件強化。
- 【89】 大統領が差し戻した法律の再審議で、問題点以外の条項を審議しないことにより、国会での無修正再可決を容易にし、大統領の拒否権を制限。
- 【94】 組閣作業に早く着手できるように、国会議長選挙を迅速化。
- 【100】 国会尋問に対する与党の影響力を低下させ、国会の監視機能強化。
- 【118】 国家安全保障会議の構成を文民・武官同数から文民多数に変更。同会議の報告機関としての位置付けを明確化。
- 【149】 政党の解散命令に必要な憲法裁判所判事票数を過半数から5分の3に引き上げ、政党解散命令要件強化。
- 【暫定条項15】（これまで唯一対象外だった）軍事政権期の立法を司法審査の対象に。
- 【暫定条項（番号なし）】 国家存立の脅威となる罪で2001年改憲以前に有罪が確定した受刑者を、同改憲規定の適用対象から除外。

(注) 1) 改憲のための法律の成立日。

2) 最初に可決成立した憲法改正法（法律第4709号）では、国会議員給与が国家公務員最上位の給与に準ずることが定められていたが、大統領が反発してその個所に署名しなかった。このため議会在、憲法第86条に関して当初の内容を修正し、第86条のみを対象とした憲法改正法（法律第4720号）を11月21日に可決成立させ、大統領もこれに署名した。

(出所) トルコ1982年憲法、1982、1987、1993、1995、1999、2001年版より筆者作成。

2001年版は、<http://www.tbmm.gov.tr> より入手。

低年齢の21歳から20歳への引き下げ、国会定数の400から450への増員、国会における憲法改正要件の緩和が行われた。

【政治的理由】 1987年改憲は、政治活動が

禁止されていた政治勢力の復活を法的に追認する性格のものだった。憲法移行第4条は、トルコの民主主義の欠陥として国内外の批判の対象になっていた。特に1983年の民政移管

選挙で旧政党・政治家が排除されていたことは、誕生したトゥルグット=オザル（祖国党総裁）政権の正統性を損ねていた。加えて、旧政治勢力は1980年代半ばには事実上の政治活動を再開し、旧政党党首は（自らの支持勢力が結成した）継承政党の党首であるかのように振舞っていた。オザル政権にとって、批判を受けてまで同条項を擁護しつづける理由はほとんどなくなっていた。オザル首相は、半ばこれら圧力に屈する形で、同条項の廃止と他の三つの改正項目からなる憲法改正案を国会で野党の賛成をも受けて1987年5月に通過させた。しかしその一方、オザルは政治活動を禁止されていた政治家の権威を失墜させることを狙い、国会を通過した改憲案をあえて国民投票（9月）にかけた。彼は、1970年代末の政治経済的混乱を招いた古い政治勢力の復活を、国民が望まないだろうと読んでいた。しかし賛成票（50.3%）は反対票（49.7%）を0.6ポイントの僅差で辛うじて上回ったため、改憲が実現した^(註9)。

【民主化効果】 1987年改憲の民主化効果が直接及んだのは、主に政治エリートに限られていた。政党政治は1980年クーデター以前の競争的状态を回復したが、市民的政治参加や基本的人権に対して憲法が課した大きな制限はそのまま残った。改憲による民主化効果（競争的選挙の実現）も、オザル政権の恣意的な選挙立法で薄められた。オザル政権は改憲が国民投票で成立した直後の選挙法改正（同じく9月）により、改憲で増員した国会定数の配分方法をより不平等な（比例代表制は維持しつつも、各選挙区の第1党に1議席を与えうえて残りの議席を配分する）形に変更した。そして12月の繰り上げ総選挙で、祖国党は36%

の得票率ながら65%の議席を確保し、与党の座を維持した。

2. 1993年7月：民間放送の自由化

【内容】 1993年改憲は、第133条の、ラジオまたはテレビ局が国家によってのみ設立されるという規定を、ラジオおよびテレビ局の設立と運営は、法律が定める条件の枠内で自由であるという規定に改めた。

【政治的理由】 1993年改憲も、1987年改憲と同様に国内の自由化——今回は放送の自由化——を追認する内容だった。トルコにおいては放送の国家独占が憲法で規定されていたが、1980年代末にその規定が事実上破られた。民間放送局がテレビ放送を開始したのである。その先陣を切ったマジック・ボックスは、ドイツからトルコ向け衛星放送を行った。トルコ政府はこれを海賊放送と見なしてきたが、その後、国内でも複数の民間放送局が設立され放送を開始した。民放は国民の間で人気を博したため、政界も民放を合法化せざるをえないとの認識に至り、改憲が実現した^(註10)。

【民主化効果】 1993年改憲は、民放の拡大を後押しする効果を持った。民放間の視聴者獲得競争は、政府に批判的な報道・解説番組の増加につながった。特に、1996年11月に治安当局者、与党国会議員と犯罪組織の繋がりが発覚すると^(註11)、民放は壮烈な報道合戦を行い、世論喚起に貢献した。

その一方、民放は合法化されても国家の監視下にある。1994年に旧法に依拠して制定されたラジオ・テレビ開局・放送法（法律第3984号）は、放送の原則としてトルコ共和国の存在と独立性、国家の国土と国民との不可分性、

一般倫理，社会的憎悪を助長しないなどの原則を守ること，さらには放送言語をトルコ語にすること^(註12)などを定めている。これらの原則に反する放送は，ラジオ・テレビ最高委員会の決定により，警告，最長1年の放送禁止，または免許取消しの制裁を受ける^(註13)。また同委員会は与党推薦委員が多数を占めるため，時の与党の意向を反映しやすくなる^(註14)。

3. 1995年7月：市民社会の政治活動 自由化

【内容】 1995年改憲の最大の特徴は，市民社会の権利と自由の拡大である。社団・財団に対する行政府の監督権限がやや弱められ，公務員の団結権が承認された。特に市民社会の政治的権利では，財団，労働／経営者組合，公的職業団体，協同組合の政治活動や政党との提携が合法化したほか，大学教員と大学生の政党加入や政党の青年・女性組織の設立も可能になった。

次に，憲法裁判所による政党解散の規定が，被告政党に有利に変更された。1982年憲法は，反世俗主義，分離主義，共産主義などを目的にした政党を禁止している。これに反すると，政党は憲法裁判所により解散させられるとともに，所属議員全員の議員資格が剥奪されてきた。2001年改憲では，議員資格剥奪の対象を，解散命令の原因である議員に限定した。これにより，イスラム派政党やクルド系政党の議員は，これまでのように自党が解散させられても，自分の言動が解散命令の原因でなければ議員を続けられることになった。また，政党解散訴訟における被告政党に，口頭弁論の機会が与えられることになった。

この他の改憲項目は，国会や選挙に関係する便宜的ないし技術的変更である。有権者年齢が20歳から18歳へ引き下げられ，国外居住者に選挙権が与えられ，国会定数は450から550へ引き上げられた。国会選挙の前または後1年以内に行われる地方選挙は，国会選挙と同時に実施されることになった。また国会議員の党籍変更禁止規定が廃止されたことにより，議員は議員資格を失うことなく政党間で移籍できることになった^(註15)。

【政治的理由】 1995年改憲は，1991年に成立した中道右派・中道左派（正道党・社会民主人民党）連立政権の政権合意にある民主化計画に大きく依拠していた^(註16)。同計画の一部は，スレイマン=デミレル首相（正道党総裁）の強い指導力のもとで，政党活動制限の緩和，大学学長選挙の再開，警官への人権教育，交番業務の透明性確保，刑事訴訟法改正，勾留期間の短縮などとして実現した。だが1993年以降，クルディスタン労働者党（PKK）のゲリラ・テロ活動が激しくなると，与党第1党正道党内の保守派は軍部の意見をも代弁し，民主化計画への反対を唱えるようになった。また（1993年に大統領に就任した）デミレル首相の跡を継いだタンス=チルレル首相（正道党総裁）も，彼らの反対を抑え込むだけの力を持っていなかった。このため，与党第2党の社会民主人民党が成立を強く望んでいた民主化法案は，国会で正道党議員の度重なる修正を受けて骨抜きにされた^(註17)。

この民主化の行き詰まりを打開したのは，外からの圧力である。トルコにとって懸案であった欧州共同体（EC）との関税同盟は，1995年3月にEC理事会で承認されたが，成立には欧州議会の批准が必要であった。欧州

議会はトルコ政府によるPKK掃討作戦（3月から5月）をきっかけにトルコ批判を強め、批准の新たな条件として現行憲法の民主化や対テロ法の改正を要求した。EC加盟への前進となる関税同盟を成立させるためには、チルレル政権は民主化のための改憲を何としても行わなければならなかった。改憲のための第1回国会投票で野党第1党の祖国党が反対や棄権に回ったが、チルレル首相は祖国党が民主化を妨害していると世論に訴え、第2回投票では祖国党を賛成に回らせ、改憲法案の大部分を成立させることに成功したのである。

【民主化効果】1995年改憲は、市民社会の政治的権利の回復に大きく貢献した。特に、市民社会組織の政治参加の自由化は、1997年に実業家団体、労働組合、文化人組織などがイスラム派政権に辞任要求をつきつけた、1980年以降で最も重要な大衆運動が実現するための法的環境を整備したと言える^(注18)。

その一方、社団・財団についての当局の審査・監督権は弱まりながらも残った。また、1995年改憲法案の六つの条項が否決された。その中には政府によるストライキ禁止命令の発動を難しくする条項、公務員にストライキ権を付与する条項、1980～83年の軍事政権担当者に対する免責特権廃止条項など、民主化の点で大きな意味を持つ改正案が含まれていた。これらを第2与党の共和人民党が支持したが、与野党の保守派勢力により成立が阻まれた^(注19)。

4. 1999年6月：国家安全保障裁判所の文 民化

【内容】1999年6月改憲では、国家安全保

障裁判所が完全に文民化された。国家安全保障に関する訴訟を担当する下級裁判所である国家安全保障裁判所は長官と正副判事各1名は文官だったが、残りの正副判事各1名は武官だった。また同裁判所所属検察官も文官と武官の混成だった。1999年6月改憲は、武官正判事を文民正判事に代え、武官副判事を廃止し、検察官を文官出身とすることにより、すべての裁判官・検察官を文官にした。

【政治的理由】1999年6月改憲の目的は、トルコ国家の最大の敵、アブドゥッラー=オジャラン PKK 党首の裁判を国際的に正当化することだった。1999年2月、ケニアのギリシャ領事館に隠れていたオジャラン PKK 党首が、トルコの治安当局らにより拘束されトルコに送還された^(注20)。トルコはオジャランを直ちに裁判にかけようとしたが、その罪状からして死刑判決が出るのは明白だった（実際、国家安全保障裁判所での第1審は死刑判決で、最高裁判所での第2審も同判決を11月に支持し、国内法的には死刑が確定した）。その死刑判決に正当性を与え、外国の批判に耐えられるものにするためには、トルコが裁判の手続きをできるだけ公正にする必要があった。

これまでのトルコの司法制度に関する大きな批判の一つは、(国家の存立にかかわる重罪に関して)民間人を裁く国家安全保障裁判所に、文官判事と並んで武官判事が存在していることだった。欧州人権裁判所は、1998年の判決で、国家安全保障裁判所では被告が公平かつ公正な裁判を受ける権利が否定されているとの見解を示していた。このことからすると、オジャラン被告が国家安全保障裁判所（ならびに上告先の最高裁判所^(注21)）の判決を不服として欧州人権裁判所に上告した場合、同裁判

所がトルコに不利な判決を下すことは確実だった^(注22)。これを防ぐため、トルコ政府は当該条項を改正したのである。

【民主化効果】 1999年6月改憲により、トルコにおいてすべての民間人は文民法廷で裁かれることになった。ただ、戒厳令下では、この原則は保障されない。国家安全保障裁判所を戒厳令軍事裁判所に転換できるという憲法規定(第143条)がそのまま残っているからである。

5. 1999年8月：民営化と国際調停の原則 確立

【内容】 1999年8月改憲はすべて経済自由化に関係している。第1に、国家が法に基づき民営化を行えることを憲法で初めて規定した。また民営化契約に私法を適用しうることも明記した。第2に、外国企業の公益事業参加に対する行政府の許認可をめぐる争議が起きた場合に国際調停を認めた。これに連動する別途改正により、国家評議会(最高行政裁判所)は、公益事業(に対する行政府の)許認可について審査する権限を失い、内閣・首相の諮問に答申するだけの役割が与えられた。これにより、公益事業許認可については、国内法手続きが優先されなくなった。

【政治的理由】 1999年8月改憲は、外資導入による経済改革のための法的整備の一環だった。1997年6月のイスラム派主導連立政権の崩壊後、インフレが加速する国内経済を引き継いだ中道右派・中道左派少数派連立政権は、3年間でインフレ率を一桁に抑えるための経済計画を発表した。同計画に国際的信頼性を与えるため、トルコは1998年6月、IMFス

タッフ監視プログラム(18カ月間)を要請し、了承された^(注23)。同プログラムは、IMFの資金援助を伴わないが、対象国の経済政策実施状況をIMFスタッフが四半期ごとに監視して結果を公表する。その結果が良好であれば、トルコ経済がIMFからお墨付きを得たことになり、外国資本の流入を促進させることが期待できる。

上記の対インフレ政策は、民営化を加速させて政府債務の支払いに充てることを掲げていたが^(注24)、民営化はそれまで立ち遅れていた。その大きな理由の一つは、民営化の法整備の遅れだった。トルコにおいてそれまで、民営化についての憲法規定はなかった。そのため、民営化に関する基本法、個別法、政府決定に対して幾度も憲法・行政訴訟が起こされ、法律や政府決定がそれぞれ違憲判決や執行停止決定を受けてきた^(注25)。また、発電などの公益事業民営化において、外国企業への事業許認可が行政訴訟で執行停止判決を受ける例が相次ぎ、民営化への外国資本参加を阻害していた。IMFはこの点で、トルコに対して国際調停を認めるよう勧告していた^(注26)。

【民主化効果】 1998年8月改憲は直接的な民主化の効果はなかった。むしろ、トルコの憲法・法体系における整合性を高めるとともに、国内法体系を国際的基準に合わせる効果を生んだ。

Ⅲ 2001年10月改憲：個人や少数派の自由と権利の拡大

1. 内容

2001年改憲は、過去の民主化改憲に比べて、より広範で体系的かつ、より個人単位での権利と自由の保障を強める内容になっている。また前回1995年改憲で行われた市民社会に関する民主化をさらに進めた。それは、これまでの改憲の論理的延長として、過去の改憲で取り残された部分の民主化を一気に行った結果である。2001年改憲の内容は、九つに分けられる。なお、以下で「第何条で、…した」とあるのは、「第何条について、…という内容の改正を行った」という意味である。

第1に、基本的人権を国家が制限できる根拠と程度を、以前に比べて限定した。第13条で、基本的権利と自由を制限できる条件として挙げられていた、「国家の国土と国民との不可分の一体性、国家主権、共和制、国家安全保障、公的秩序、公共治安、公共利益、一般倫理および一般保健衛生を守る目的」という抽象的な理由を削除した。また、権利と自由の制限に比例原則（目的と手段の均衡を要求する法原則）を取り入れた。第14条で、「権利と自由の悪用禁止」の名のもとに権利と自由が不当に制限されることを禁止した。

第2に、思想と言論の自由の保障を確立した。前文で、国家原則に反する思想に対しては憲法上の保障がないという規定を廃止した。第14条で、権利と自由の制限を行為に限定し、思想を制限の対象からはずした。第26条および第28条で、「法律で禁じられた言語」による

思想の表明と宣伝の禁止および出版の禁止をそれぞれ廃止した。これにより、クルド語などでの放送や出版が合法化された。第31条で、通信利用の権利の制限を緩和した。

第3に、集会と結社の自由を広げ、市民の請願権を擁護した。第33条で、社団および財団の設立における国の事後審査を廃止した。第34条で、集会や示威行進の当局の判断による禁止・延期規定を廃止した。社団、財団、組合、および公的職業団体が設立目的以外の事柄についても集会・示威行進を行うことを容認した。第74条で、請願権の対象を、トルコ居住外国人にまで広げた。また、請願への迅速な対応を国に義務付けた。

第4に、個人の身体および生活を国家権力から保護するための規定を強化した。第19条で、集団による罪での最大勾留期間を15日から4日へ引き下げた。また国家賠償に賠償法の原則を適用して、公正さを確保した。第20条および第21条で、個人および住居へのそれぞれ検査・搜索、拘束・押収のための条件を限定し、司法府による監視を導入した。第22条で、盗聴のための条件を制限し、司法府による監視を導入した。第23条で、国の経済状態を理由にした出国自由の制限がなくなった。第36条で、裁判における公正を保障した。第38条で、死刑を戦争とテロ犯罪の場合に限定した。また、強制的自白が無効であることを明示したほか、基本的人権を侵す契約を禁止した。第87条でも、国会の死刑執行決議を成立しにくくした。ただし、新たに追加された暫定条項（条項番号なし）は、基本的人権保護規定が適用されない「国家存立の脅威となる罪」（憲法第14条）で今回の改憲以前に有罪が確定した受刑者（オジャラン PKK 党首などを

含む)を、今回の改憲規定の適用対象から除外した。第40条では、個人が権利・自由の保護を求める場合の法的手続きを明示することを国家に義務付けた。

第5に、法の下での平等の原則を、男女についてより具体的に示した。第41条で、夫婦間の平等を規定した。第66条で、国際結婚で妻がトルコ国籍の場合も、子にトルコ国籍が与えられることを保障した。

第6に、汚職を防止するための規定を強化した。第46条で、国有化価格・競売予定価格決定での恣意性を弱めた。第87条で、国会の恩赦宣言を難しくした。第100条で、国会尋問に対する与党の影響力を低下させ、国会の監視機能を高めることを狙った。

第7に、社会権をより拡大し、国家の任務もそれに対応して広がった。第49条で、失業者の保護を国家に新たに義務付けた。第51条で、労働者の団結権を、肉体労働者以外の労働者にも原則として認めた。ただし、公務員の団結権は、業務内容により法の制限を受けうること、すべての労働者の団結権が憲法第13条(権利と自由の制限)と同じ理由で法的制限を受けうることとも明記した。第55条で、最低賃金決定で、労働者の生活必要条件を新たに(国の経済社会状況と並んで)考慮の対象に入れた。第65条で、国家が社会経済的任務の遂行にあたって、経済安定維持にのみとらわれず、優先順位をつけることを認めた。

第8に、政党活動や政治参加に関する規制や懲罰を緩和した。第69条で、政党に対する刑罰として政党助成金中止という、より軽い刑罰を追加導入した。このため、有罪でも必ずしも政党解散が命令されるとは限らなくなった。第149条で、憲法裁判所が下す政党解散

命令に必要な判事票数を過半数から5分の3に引き上げ、同命令が下りにくくした。第67条で、業務上過失による受刑者に選挙権を与えた。

第9に、現行憲法に埋め込まれた1980~83年軍政および軍部の影響力を弱めた。暫定第15条で、これまで唯一司法審査の対象外だった軍事政権期の立法をその対象に入れた。第118条で、国家安全保障会議の構成を文民・武官同数から文民多数に変更した。また同会議の勧告機関としての位置付けを明確にした^(注27)。

2. 政治的背景

2001年改憲はこれまでの改憲に比べて、最も強い外圧により実現した民主化改憲だった。ビュレント=エジェヴィット政権(中道左派、民族主義右派、中道右派の3党連立)は、2001年改憲法案の理由書(statement of reasons)の中で、二つの理由を挙げている。第1は、「(憲法の)施行過程で生じた必要性、世論の要請、および新たな政治的自由化に向けて、改正の必要が生まれた」ことである。第2に、「欧州連合への正式加盟過程で経済的、政治的基準の達成ならびにこの領域で必要な立法措置の前提条件としても、憲法の部分改正が不可避である」ことである^(注28)。実際には、第1の国内的理由による改憲部分は、第86条と第69条のみである。これらの条項の改正については、2001年改憲法案(第21国会議案番号2/803, 2001年9月6日付)より前に二つの改憲法案(第21国会議案番号2/477, 2000年3月8日付, 第21国会議案番号2/478, 2000年3月8日付)が提出されたが、これら二つの改憲法案は後

に2001年改憲法案に取り込まれたのである。2001年改憲の残りすべての部分は、第2の理由による（さらに第1の理由による改憲の一部も含まれている）。これらは、トルコがEU正式加盟のために2001年のうちに満たさなければならない条件だった。EU拡大過程に1990年代末に辛うじて滑り込んだトルコにとって、その後の加盟交渉の進展は、基本的人権の改善にかかっている。本項では、EUへの加盟交渉過程でトルコが達成しなければならない政治的条件と2001年改憲との間の関係を明らかにするが、その前に、トルコのEU加盟問題についての背景説明をしておきたい。

トルコは1964年に欧州経済共同体（EEC）の準加盟国になって以来、今日までその後身組織に正式加盟を果たせずにいる。トルコは1987年に正式加盟を欧州共同体（EC）に申請したが2年後の1989年にいったん拒否されている。トルコのEU加盟の可能性が再び生まれたのは、1990年代のEU拡大過程においてである。EU拡大（enlargement）の加速を決定づけたのは、1993年のコペンハーゲン欧州理事会^(註29)である。同理事会は、中東欧諸国を念頭に、EUへの新規加盟（accession）の必須条件であるコペンハーゲン基準を採択した。これはトルコについても適用される、一般的な加盟基準である。それは以下のような四つの柱から成るが、加盟申請国にとっては特に最初の二つ、政治的条件と経済的基準の達成が大きな試練となる。

- (1) 民主主義、法治主義、人権、および少数派の尊重・擁護を保証する制度が安定していること。
- (2) 機能的な市場経済を持ち、連合内の競争圧力と市場力学への対応能力があるこ

と。

- (3) 政治、経済、通貨同盟の目的の遵守など加盟国の義務を果たす能力があること。
- (4) EC立法の国内立法への反映、行政・司法機構での効果的な施行のために統治機構を調整し、統合のための条件を確立していること^(註30)。

EUは加盟基準を決めると、加盟準備過程に入った。EUは1994年のエッセン欧州理事会で、中東欧諸国の加盟準備基本計画^(註31)（Pre-accession Strategy）を決定したが、トルコについての同計画が初めて議題に上ったのは、1997年のルクセンブルグ欧州理事会だった。同理事会は、中東欧諸国の加盟準備をさらに進めることを決める一方、欧州委員会に対し、トルコの加盟準備基本計画を準備するよう依頼した。そして1999年のヘルシンキ欧州理事会が、トルコが加盟候補国であることおよびその加盟準備過程を開始することを決定した。ただし、トルコの加盟予定年は（他の加盟候補国とは異なり）示されなかったうえ、政治的基準の達成、特に人権と第4、第9段落aでの改善が要求された^(註32)。すなわち、トルコのEU加盟は、人権問題が最大の障害になり、他の加盟候補国に比べると実現がより不確実である。

加盟準備過程では、各国別に加盟準備協約（Accession Partnership）が起草される。これは、加盟にむけて改善が必要な重点課題と、それら分野に対するEUからの財政支援の方法を定めている。重点課題は短期、中期、長期からなり、加盟協定の見直しに伴い変更修正される。欧州委員会は加盟候補国の重点課題別進展度合いを監視し、進捗状況を毎年の各国別の定期報告書（Regular Report）にまとめて

欧州理事会に提出する。同報告書は、欧州理事会が加盟交渉を進めるかどうかを判断する基本になるため、きわめて重要である^(注33)。他方、加盟候補国は、加盟基準協約を達成するための具体的公約である国民計画(National Plan)を立てる。ここには憲法・法改正や政策が、加盟準備協約の重点課題に対応する形で列挙される。

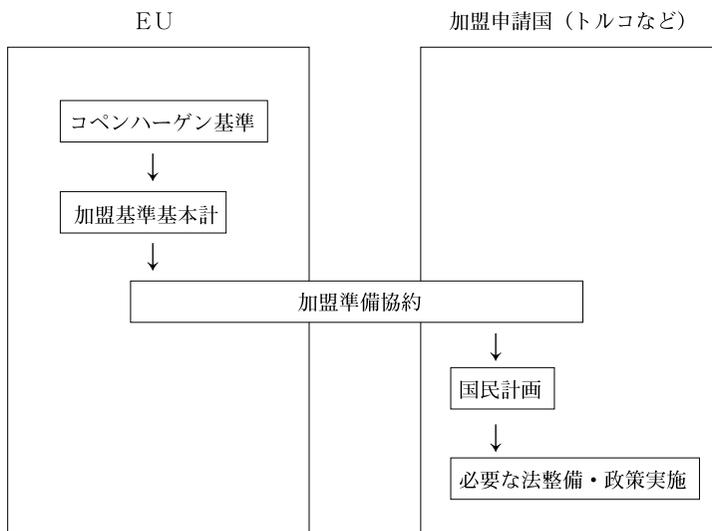
トルコについての最初の加盟準備協約(Turkey: 2000 Accession Partnership)は、2001年3月の欧州理事会で決定された。それは、欧州委員会の2000年定期報告書に沿って、(1)政治的基準、(2)経済的基準、(3)国内法のEU法準拠、(4)行政能力向上、に関する重点課題を列挙した。このうち技術的性格が強い(3)を除くと、その最も多くが(1)の政治的基準の項目に分類されている。すべての重点課題は短期的と中期的から成る。短期的重点課題については2001年末までに達成または大幅な改善が、中期的重点課題については可能なものか

ら2001年に着手することが、それぞれ求められている。トルコ政府は加盟準備協約を受けて策定した国民計画を5月に発表した。以上の経過をまとめると第1図になる。

第2表と第3表は、トルコについて(1)加盟準備協約で達成を求められた政治的基準、(2)国民計画、(3)2001年改憲との間の密接な対応関係を示している。これらを見るとまず、国民計画が加盟準備協約の政治基準をほとんど取り入れていることがわかる。唯一、文化的多様性の容認についての対応項目が見あたらない。これはトルコ政府がクルド民族などの少数派権利の主張を認めたくないことの現れである。また、加盟準備協定で短期的として設定された重点課題が、国民計画で中期的として、つまり先延ばしに扱われている場合も、その重要課題は政治犯の人権保護や非トルコ少数民族の文化的権利の拡大などに関連している。

次に、2001年改憲では、加盟準備協約の短

第1図 EU加盟準備過程



(出所) 筆者作成。

第2表 短期的課題へのトルコの対応

加盟準備協約での短期的重点課題	国民計画 対応見出し	2001年改憲 対応条項
1. キプロス問題 ¹⁾ の国連による解決努力を強く支持すること	前文	
2. 欧州人権憲章第10条に沿って、表現の自由への法律・憲法的保証を強化すること、および非暴力的意見の表明を理由に投獄された人々の待遇を改善すること	2. 1. 1	前文, 13, 14, 20, 21, 22, 23, 26, 28, 31, 66, 69, 74, 149
3. 集会と結社の自由への法的・憲法的保証を強化することと市民社会発展を促進すること	2. 1. 2	33, 34, 51
4. 拷問撲滅のための法律を強化し、必要措置を講じること、および拷問防止欧州憲章を遵守すること	2. 1. 3	38
5. 欧州人権憲章の規定および拷問防止委員会の勧告に従って裁判前拘束に関する法手続きを整備すること	2. 1. 4 中期的課題	19
6. あらゆる人権侵害に対する法的回復の機会を強化すること	2. 1. 5 中期的課題	
7. 各国および国際機関との協力により法執行官のための人権教育を促進すること	2. 1. 6	
8. 司法府の機能と効率を改善すること。国家安全保障裁判所を国際基準に準拠させること。判事と検察官の、人権分野を含めたEU法について訓練を強化すること	2. 1. 7	36, 40
9. 死刑の事実上停止を継続すること	2. 1. 8	38
10. テレビ・ラジオ放送でのトルコ国民の母語使用を禁ずるあらゆる法的規定を廃止すること	2. 1. 9 期限を定めず	26, 2
11. すべての国民の経済、社会、文化的機会を拡大するために、地域格差を縮めること。特に南東部の状況を改善する包括的解決方法を構築すること	2. 1. 10 中期的課題	49

(注) 1) 1974年にキプロスで内戦が発生すると、トルコがトルコ系住民の保護を名目にキプロスに侵攻した。停戦が成立したが、キプロスは南のギリシャ系と北のトルコ系に事実上分断されている。主権国家としてのキプロスは、南側である。1983年には北部が独立宣言したが、国際的には(トルコを除き)承認されていない。

■ 憲法改正を必要とせず。

● 重点課題に対応する条項なし。

(出所) “ANNEX Turkey: 2000 Accession Partnership,” *Official Journal of the European Communities*, 24. 3. 2001; *AB Müktesebatının Üstlenilmesine İlişkin Türkiye Ulusal Programı*; T. C. Başbakanlık Avrupa Birliği Genel Sekreterliği, *Anayasa Değişiklik Paketinin Avrupa Birliği Standartları Açısından Analitik İncelemesine İlişkin Not*, 4 Ekim 2001 (すべて www.abgs.gov.tr より入手可能) および本稿末の資料より筆者作成。

期的課題(のうち改憲を要するもの)のすべてについて、さらには中期的課題の一部についても、対応措置が取られた。改憲が実現した全35条項のうち加盟準備協約の個別的重点課題に対応しているもの(一般的な民主化を含まず)だけでも24条項にのぼる。もちろん、重要なのは、それぞれの対応が課題の達成に充

分な内容かどうかであるが、欧州委員会はおおむね及第点を与えている。同委員会による2001年定期報告書は、2001年改憲を民主化に向けた大きな進展と評価し、これからの焦点は改憲に対応する法整備と改正法の適用に移ったとしている^(注34)。

第3表 中期的課題へのトルコの対応

加盟準備協約での短期的重点課題	国民計画 対応見出し	2001年改憲 対応条項
1. 継続中のすべての国境紛争および他の関連問題を平和的に解決すること	前文	
2. 言語、人種、肌の色、性、政治観、哲学的信条、宗教にかかわらず、すべての人権と基本的自由をすべての個人に保証すること	2. 1. 11 短期的課題も設定	26, 28, 41, 74
3. 人権保護のための欧州憲章が示すように、すべてのトルコ国民の権利と自由を保障するために憲法と法を改正すること。改正法を適用するとともに、EU加盟国での運用に準拠させること	2. 1. 12 憲法改正を短期的課題に設定	●
4. 死刑を廃止し、欧州人権憲章第6議定書を調印批准すること	2. 1. 12 憲法改正を短期的課題にしているが死刑廃止には言及せず	●
5. 国際人権規約を批准すること	2. 1. 13 条約への留保に言及	
6. 刑務所の拘留条件を囚人の扱いに関する国連標準最適規則などに適合させること	2. 1. 14	
7. 国家安全保障会議の憲法上の役割を、EU加盟国での運用に従い、諮問議会として再編すること	2. 1. 15	118
8. 南東部における非常事態令を廃止すること	2. 1. 16 治安状況を勘案	
9. 文化的多様性を保護し、出身を問わずすべての国民の文化的権利を保証すること。教育分野を含め、これらの権利の享受を阻止するあらゆる法規定を廃止すること	●	

(注) ■ 憲法改正を必要とせず。

● 重点課題に対応する条項なし。

(出所) 第2表に同じ。

3. 民主化効果

2001年改憲は、1982年憲法では規模・質とともに最大の民主化を果たした。これにより1982年憲法は1961年憲法が保障した民主主義の水準にかなり近づいたといえる。また、2001年改憲は現行法の大きな改正を不可避にした。実際、改憲と並行して、対応する法改正のための審議が国会の関連常任委員会で続いていた。11月には、(長年の改正作業の結果として)

民法での男女平等に関する規定を強化する法改正が実現した^(注35)。現在の最大の課題は、刑法とテロ対策法において人権擁護規定を強化することである。民族主義行動党は、クルド分離主義を助長するとして抜本的な改正には反対している。2002年2月の刑法改正では、連立第2与党の民族主義行動党が反対に回ったが、野党議員の多くの賛成で法案が成立した。

他方、2001年改憲法案のうち三つの項目が否決された。第1に、政治犯歴者に国会議員

被選挙資格を広げる改正である。憲法第76条で国会議員被選挙資格が剥奪される罪の一つに「イデオロギー的または無政府的行動に参加した罪」があるが、改憲法案はこの条文を「テロ活動に参加した罪」に改正することにしていた。しかしこの改正が実現すれば、(国民の支持率が高いにもかかわらず、「国民の間の対立を扇動した」罪で有罪が1998年に確定して被選挙資格を失った) レジェップ=タイール=エルドール=アン公正発展党党首に国会議員への道が開かれる。このことに気付いた与党議員の反対により第76条改正案は、憲法改正本会議審議における逐条採決(以下、逐条採決と記す)の(第1回目では可決に足る賛成票を得たが)第2回目で否決された^(注36)。

第2に、国会議員の免責特権の乱用に歯止めをかける改正である。これまで国会議員は起訴されても、憲法第83条の免責特権に守られてきた。また同条項は、国会決議により免責特権を剥奪された元国会議員に対し、再選された場合には再び免責特権を認めていた。改憲法案は、免責特権剥奪決議を容易かつ迅速にするとともに、免責特権の再付与を廃止する内容だった。しかしこの改正案は、その影響の大きさ故に、これまで免責特権に守られていた多くの議員の反発に遭った。2001年10月現在で、130名の国会議員に対する免責特権剥奪動議が未決のまま残っていた。これら与野党議員の反対により、第83条改正案は逐条採決の(第1回目では可決に足る賛成票を得たが)第2回目で否決された^(注37)。

第3に、国内法に対する国際条約の優位の一般原則を認める改正である。第90条に「法律と国際条約の間に齟齬が生じた場合は、国際条約が主とされる」という条項を追加する

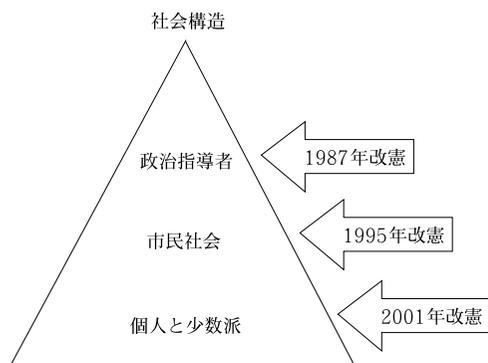
提案だったが、国家主権に対する制限につながるため、国内憲法学者など知識人の間^(注38)や国会の憲法委員会^(注39)および本会議^(注40)で反対論が強かった。このような世論を反映し、第90条改正案は2回の逐条採決で2回とも否決された。

おわりに

以上の議論は、二つの結論にまとめられる。第1に、2001年改憲は、内部の体制変革よりは国際社会からの圧力を受けて実現した。トルコは1999年のヘルシンキ欧州理事会で、加盟時期は未定ながらもEUの加盟候補国として承認された。加盟要件達成に向けて準備を進めるトルコにとって、民主化のための憲法・法改正は必至だった。そのなかで2001年改憲は、EUが2001年末までに実現を要求した条件を満たすために不可欠なものだった。第2に、2001年改憲は、過去に行われた民主化改憲の成果をふまえて新たな領域の民主化を実現した(第2図)。1982年憲法についての改憲は当初、政党政治の回復を目的にしていたが、次第に市民社会、さらには個人を対象にするように「深化」した。また2001年改憲が、個人・集団の自由と権利の拡大を基本に、体系的かつ広範囲に行われたことは、1982年憲法の権威主義的側面をかなり弱める効果を持った。

民主化は、内的小および外的圧力を受けて実現する。1970～80年代の「民主化の第三の波」を扱ったハンチントン^(注38)は、国際社会への統合が進んだ国ほど民主化を求める外圧を受けやすいことを示した。その各国事例の中には、トルコが「かなり」の程度国際的影響を受け

第2図 トルコ憲法改正における民主化の対象



(出所) 筆者作成。

やすい国として挙げられている^(注41)。トルコは戦後、欧米を中心とする様々な国際機構に加盟した。それはトルコが現在準加盟しているEU以外に、経済協力開発機構(1948年加盟)、欧州会議(1949年加盟)、北太平洋条約機構(1952年加盟)などである。2001年改憲はトルコが欧州への統合をさらに深めるうえで避けることのできない過程の産物だった。ただし、それだけではEU加盟基準(コペンハーゲン基準)達成のためには不十分で、関連法の抜本的改正^(注42)と実際上の法適用が必要になる。トルコがEU加盟という目標を堅持するかぎり、トルコにおける民主化の動きは個別法のレベルで続くであろう。

資料：2001年改憲条文

前文

【旧】どのような思想および考えも、トルコ国民の利益、トルコの価値、国家と国土の不可分の原則、トルコ性の歴史的・精神的価値、アタチュルク民族主義・原則・革命・文明性の国家原則の前

には擁護されえないこと、および世俗主義原則に従い、神聖な宗教心が国家の任務や政策に決して持ち込まれてはならないこと…。

【新】どのような行為も、トルコ国民の利益、トルコの価値、国家と国土の不可分の原則、トルコ性の歴史的・精神的価値、アタチュルク民族主義・原則・革命・文明性の前には擁護されえないこと、および世俗主義原則に従い、神聖な宗教心が国家の任務や政策に決して持ち込まれてはならないこと…。

【変更点】国家原則に反する思想に対しては憲法上の保障がないという規定を廃止した。

第13条 基本的権利と自由の制限

【旧】基本的権利と自由は、国家の国土と国民との不可分の一体性、国家主権、共和制、国家安全保障、公的秩序、公共治安、公共利益、一般倫理および一般保健衛生を守る目的で、また憲法の関連条項で定められた個別の理由により、憲法の文言と精神に沿って、法により制限される。基本的権利と自由に関する一般のおよび個別的制限は、民主的社会秩序の要件に反してはならず、(自由の制限の根拠とされた)目的以外に用いられるてはならない。

この条項にある制限の理由は、基本的権利と自由のすべてについて有効である。

【新】基本的権利と自由は、その本質は不可侵であるが、憲法の関連条項で定められた理由によりのみ、かつ法によってのみ制限される。これらの制限は、憲法の文言と精神、民主的社会秩序と世俗共和制の要件、および比例原則に反することはできない。

【変更点】基本的権利と自由を制限できる根拠として挙げられていた、「国家の国土と国民との不可分の一体性、国家主権、共和制、国家安全保障、公的秩序、公共治安、公共利益、一般倫理および一般保健衛生を守る目的」という抽象的な理由を削除した。

権利と自由の制限に比例原則（目的と手段の均衡を要求する法原則）を取り入れた。

第14条 基本的権利と自由の悪用禁止

【旧】 憲法にある権利と自由のどれも、国家の国土と国民との不可分の一体性を壊す、トルコ国家・共和国の存在を危機に陥れる、基本的権利と自由を奪う、一個人・集団により国家を支配する、社会階級による他の社会階級への支配を確保する、言語、人種、宗派上の差別を行う、および他の何らかの方法でこれらの概念・思想に依拠する国家秩序を築くために使われてはならない。

【新】 憲法にある権利と自由のどれも、国家の国土と国民との不可分の一体性を壊す、人権に基づく民主的世俗共和制をなくすことを目的とした行為として用いられることはできない。憲法条項のどれも、国家または人に憲法が認めた基本的権利と自由を奪うか憲法規定よりも制限することを目的とした行為を許すように解釈されてはならない。この条項に反する行為を行う者に適用される制裁は法により定められる。

【変更点】「権利と自由の悪用禁止」の名のもとに権利と自由が不当に制限されることを禁止した。また、権利と自由の制限を行為に限定し、思想を制限の対象からはずした。

第19条 人の自由と安全

【旧】 逮捕または勾留された人は、拘置所に最寄りの裁判所に送られるために必要な期間を除き遅くとも48時間以内に、集団による罪では最大15日以内に、判事のもとへ引き渡される。逮捕または勾留された人の状況は、取り調べの範囲と要件の守秘の必要がある場合を除き、家族・親類に直ちに知らされる。この原則をはずれる扱いを受けた人の損害は、法律に従い国家により償われる。

【新】 逮捕または勾留された人の状況は、拘置所に最寄りの裁判所に送られるために必要な期間を除き遅くとも48時間以内に、集団による罪では

最大4日以内に、判事のもとへ引き渡される。当人が逮捕または勾留されたことは、家族・親類に直ちに知らされる。この原則を外れる扱いを受けた人の損害は、賠償法の一般原則に従い国家により償われる。

【変更点】 集団による罪での最大勾留期間を15日から4日へ引き下げた。

国家賠償に賠償法の原則を適用して、公正さを確保した。

第20条 個人生活の秘密性と保護

【旧】 誰もが個人生活と家族生活の尊重を求める権利を持つ。私生活と家族生活の秘密性は不可侵である。法的捜査・訴追に必要な例外は有効である。法律が明示した場合、手続きに従って下された判事の決定なくして、遅延が支障をきたす場合であっても、法により権限を与えられた当局の命令がなければ、誰もその身体、個人文書、所有物について検査・捜索、および拘束・押収されない。

【新】 誰もが個人生活と家族生活の尊重を求める権利を持つ。私生活と家族生活の秘密性は不可侵である。国家安全保障、公的秩序、犯罪防止、公衆保健衛生、公衆倫理の保護、または他人の権利と自由の保護という諸理由の一つまたはいくつかにより手続きに従って下された判事の決定なくして、また遅延が上記理由に関して支障をきたす場合であっても、法により権限を与えられた当局の命令がなければ、誰もその身体、個人文書、所有物について検査・捜索、および拘束・押収されない。当局の決定は、24時間以内に担当判事の承認に付される。判事は拘束・押収から48時間以内に決定を発表する。それ以外の場合、拘束・押収は自動的に無効になる。

【変更点】 個人への検査・捜索、拘束・押収のための条件を限定した。司法府による監視を導入した。

第21条 住居の不可侵

【旧】住居はこれを侵してはならない。法律が明示した場合、手続きに従って下された判事の決定がなければ、遅延が支障をきたす場合であっても、法により権限を与えられた当局の命令がなければ、住居に入ること、捜査すること、財産を押収することはできない。

【新】住居はこれを侵してはならない。国家安全保障、公的秩序、犯罪防止、公衆保健衛生、公衆倫理の保護、または他人の権利と自由の保護という諸理由の一つまたはいくつかにより手続きに従って下された判事の決定なくして、また遅延が上記理由に関して支障をきたす場合であっても、法により権限を与えられた当局の文書による命令がなければ、住居に入ること、捜査すること、財産を押収することはできない。当局の決定は、24時間以内に担当判事の承認に付される。判事は押収から48時間以内に決定を発表する。それ以外の場合、押収は自動的に無効になる。

【変更点】住居への検査・捜索、拘束・押収のための条件を限定した。司法府による監視を導入した。

第22条 通信の自由

【旧】誰もが通信の自由を持つ。通信の秘密は守られる。

法が明示した場合、手続きに従って下された判事の決定がなければ、遅れが支障をきたす場合であっても、法により権限を与えられた当局の命令がなければ、誰も通信を妨げられず、秘密性は侵されない。例外が適用される公的機関は、法により明示される。

【新】誰もが通信の自由を持つ。通信の秘密は守られる。

法が明示した場合、手続きに従って下された判事の決定がなければ、遅れが支障をきたす場合であっても、国家安全保障、公的秩序、犯罪防止、公衆保健衛生、公衆倫理の保護、または他人の権

利と自由の保護という諸理由の一つまたはいくつかにより手続きに従って下された判事の決定なくして、また遅延が上記理由に関して支障をきたす場合であっても、法により権限を与えられた当局の文書による命令がなければ、誰も通信を妨げられず、秘密性は侵されない。当局の決定は、24時間以内に担当判事の承認に付される。判事は48時間以内に決定を発表する。それ以外の場合、当局の決定は自動的に無効になる。例外が適用される公的機関は、法により明示される。

【変更点】盗聴のための条件を制限した。
司法府による監視を導入した。

第23条 居住と旅行の自由

【旧】誰もが居住と旅行の自由を持つ。

居住の自由は、犯罪の防止、社会経済的発展の促進、健康的・秩序的都市化の実現、公共財債の保護を目的に、旅行の自由は、犯罪捜査・取り調べを理由におよび犯罪防止を目的に、法律で制限されうる。

国民の出国の自由は、国の経済状態、国民の義務または刑事捜査または取り調べを理由に制限されうる。

国民は国外追放されえず、入国の権利も奪われてはならない。

【新】誰もが居住と旅行の自由を持つ。

居住の自由は、犯罪の防止、社会経済的発展の促進、健康的・秩序的都市化の実現、公共財債の保護を目的に、旅行の自由は、犯罪捜査・取り調べを理由におよび犯罪防止を目的に、法律で制限されうる。

国民の出国の自由は、国民の義務または刑事捜査または取り調べを理由に制限されうる。

国民は国外追放されえず、入国の権利も奪われてはならない。

【変更点】国の経済状態を理由にした出国自由の制限がなくなった。

第26条 思想の表明と宣伝の自由

【旧】…これら自由の行使は、犯罪防止、刑の執行、国家秘密として手続きに従って定められた情報の守秘、他人の名誉、権利、個人や家族の生活または法が定めた職業上の秘密の護持、あるいは訴訟任務を必要に応じて執行する目的で、制限されう。

思想の表明と宣伝に法律で禁じられたどのような言語も使うことはできない。この禁止に反する、書かれたまたは印刷された紙、プレート、音声映像テープと他の情報媒体は、手続きに従って下された判事の決定に基づき、または遅延が支障をきたす場合であれば法律により権限を与えられた当局の命令により、回収される。回収決定を下す当局は、この決定を24時間以内に所管の判事に通告する。判事はこの措置について3日以内に決定を下す。

【新】…これら自由の行使は、国家安全保障、公的秩序、公共の安全、共和制の基本的特質と国家の国土と国民との不可分の一体性の保護、犯罪防止、刑の執行、国家機密として手続きに従って定められた情報の守秘、他人の名誉や権利、個人と家族の生活または法が定めた職業上の秘密の護持、または訴訟任務を必要に応じて執行する目的で、制限されう。思想の表明と宣伝する自由の行使で適用される形、条件、および手続きは法により定められる。

【変更点】法律で禁じられた言語による思想の表明と宣伝の禁止を廃止した。

第28条 出版の自由

【旧】…法律で禁じられたどのような言語も出版に用いられてはならない。

【新】…(旧条項削除)

【変更点】クルド語などでの出版の禁止を廃止した。

第31条 公的法人が所有する出版以外のマスメディアを利用する権利

【旧】…法律は、これら媒体により、人々が情報を入手および思想・意見に接すること、また世論が自由に形成されることを妨げるような条件を、第13条が定めた一般的制限以外の理由に基づいて設けてはならない。

【新】…法律は、人々が情報を入手および思想・意見に接すること、また世論が自由に形成されることを妨げるような条件を、国家安全保障、公的秩序、一般倫理および公衆保健衛生を保護する理由以外に、設けてはならない。

【変更点】通信利用の権利の制限を緩和した。

第33条 社団結成の自由

【旧】誰もが事前に許可を取らずに社団を結成する権利を持つ。

社団を結成するためには、法が求める情報と文書が、法が定めた当局に提出されれば充分である。この情報と文書が法に反することが確認された場合、当局は社団の活動停止または解散を求めて裁判所に訴える。何人もが社団の会員になることまたは会員であり続けることを強制されない。社団結成の自由の行使で適用される形、条件、手続きは、法律で示される。社団は、法の想定した状況において、判事の決定で解散または活動を停止させられう。しかし、国家安全保障、公的秩序、犯罪発生・継続の阻止または逮捕の必要上、遅延が支障をきたす場合、法により、社団の活動を禁止する権限を当局に付与することができる。この当局の決定は、24時間以内に、担当判事の承認に付される。判事は、決定を48時間以内に発表する。これ以外の場合、この行政決定は自動的に効力を失う。

第1項の条文は、国軍と警察の構成員と、職務上の必要性に応じて国家公務員に、法による制限が加えられることを妨げない。この条文は、財団に関しても適用される。

【新】誰もが事前に許可を取らずに社団を結成する、これに加盟する、またはこれから脱退する自由を持つ。

何人も社団の会員になることまたは会員であり続けることを強制されない。社団結成の自由は、国家安全保障、公的秩序、犯罪防止、公衆保健衛生と一般倫理、および他人の自由の保護という理由でのみ、かつ法により、制限されうる。社団結成の自由の行使で適用される形式、条件、手続きは法で示される。社団は、法律が定めた場合、判事の決定で解散または活動停止させられうる。しかし、国家安全保障、公的秩序、犯罪発生・継続の阻止または逮捕の必要上、遅延が支障をきたす場合、法により、社団の活動を禁止する権限を当局に付与することができる。この当局の決定は、24時間以内に、担当判事の承認に付される。判事は、決定を48時間以内に発表する。これ以外の場合、この行政決定は自動的に効力を失う。

第1項の条文は、国軍と警察の構成員と、職務上の必要性に応じて国家公務員に、法による制限が加えられることを妨げない。この条文は、財団に関しても適用される。

【変更点】社団および財団の設立における事後審査を廃止した。

第34条 集会と示威行進の権利

【旧】誰もが事前許可なく、武装や攻撃を伴わない集会および示威行進を行う権利を持つ。

都市秩序の乱れを防ぐために、当局は、示威行進の行われる場所と経路を指定できる。集会と示威行動を行う権利の行使において適用される形式、条件、手続きは法で示される。法律が定めた当局は、公的秩序がひどく乱される事態が起こることまたは国家安全保障上の条件が侵されることまたは共和制の基本的特質をなくすことを目的とした行為が行われる可能性が高い場合、特定の集会や示威行進を禁止または2カ月を超えない期間延期できる。法が、同じ理由により、ある

県内の郡におけるすべての集会と示威行進を禁止することを定めた場合、この期間は3カ月を超えることはできない。社団、財団、組合、および公的職業団体は、自らの問題と目的以外に集会と示威行進を行うことはできない。

【新】誰もが事前許可なく、武装や攻撃を伴わない集会および示威行進を行う権利を持つ。

集会と示威行進の権利は、国家安全保障、公的秩序、犯罪防止、公衆保健衛生、一般倫理または他人の権利と自由の保護を目的としてのみ、法により制限されうる。集会と示威行動を行う権利の行使において適用される形式、条件、手続きは法で示される。

【変更点】集会や示威行進の当局の判断による禁止・延期規定を廃止した。

社団、財団、組合、および公的職業団体が設立目的以外の事柄についても集会・示威行進を行うことを容認した。

第36条 権利を求める自由

【旧】誰もが正当な手段および方法を利用して司法当局の前で原告または被告として主張および弁護を行う権利を持つ。

【新】誰もが正当な手段および方法を利用して司法当局の前で原告または被告として主張および弁護を行うことにより公平に裁判を受ける権利を持つ。

【変更点】裁判における公正性を保障した。

第38条 罪刑に関する原則

【旧】(現行条文は変わらず、三つの項が追加された。)

【新】戦争、差し迫った戦争の脅威、テロ犯罪の場合を除き、死刑は行われない。

法に反して見つけられた事実は、証拠として認められない。

誰もが、契約上の義務の不履行を理由に自由を拘束されない。

【変更点】死刑を戦争とテロ犯罪の場合に限定した。

強制的自白が無効であることを明示した。
基本的人権を侵す契約を禁止した。

第40条 基本的権利と自由の保護

【旧】(現行条文は変わらず、新たに第2項が追加された。)

【新】国家は、手続き上、該当者がどの法的方法および機関に訴えるべきかとその期間を明示する義務がある。

【変更点】個人が権利・自由の保護を求める場合の法的手続きを明示することを国家に義務付けた。

第41条 家族の保護

【旧】家族は、トルコ社会の基本である。

【新】家族は、トルコ社会の基本であり、夫婦間の平等に依拠する。

【変更点】夫婦間の平等を規定した。

第46条 収用

【旧】国家と公的法人は、公共の福祉の必要に応じ、対価の前払いを条件に、個人所有の不動産のすべてまたは一部を、法律で示された原則と手続きに従い、収用およびこれらについて行政的地役権を有する。収用対価の算定方法と手続きは、法により定められる。法は、収用対価の決定で、税申告、収用した日の公的機関により行われた価値評価、不動産単価、建設費用、および他の客観的基準を参考にする。この対価と税申告における価値の間の差に対する課税については、法が定める。

国営化の対価は、現金で前払いされる。ただし、農地改革実施、大型エネルギー・灌漑プロジェクトや住宅プロジェクトの実施、植林、護岸、観光開発目的で収用された土地の対価の支払い方法は、法により示される。法が分割払いを定める場

合、分割払い期間は5年を超えることはできない。この場合、分割金額は均等に支払われ、前払いされない部分は国家債務に設定された最高の金利水準に連動させられる。収用された土地のうち、その土地を直接耕作する小規模農民に属す土地の対価は、どのような場合でも前払いされる。

【新】国家と公的法人は、公共の福祉の必要に応じ、対価の前払いを条件に、個人所有の不動産のすべてまたは一部を、法律で示された原則と手続きに従い、収用およびこれらについて行政的地役権を有する。

収用対価と競売対価は、現金で前払いされる。ただし、農地改革実施、大型エネルギー・灌漑プロジェクトや住宅プロジェクトの実施、植林、護岸、観光開発目的で収用された土地の対価の支払い方法は、法により示される。法が分割払いを定める場合、分割支払い期間は5年を超えることはできない。この場合、分割金額は均等に支払われる。

収用された土地のうち、その土地を直接耕作する小規模農民に属す土地の対価は、どのような場合でも前払いされる。第2項で定められた分割払い部分、および何らかの理由により支払われなかった収用対価については、国家債権に設定された最高利率が適用される。

【変更点】収用価格・競売予定価格決定での恣意性を弱めた。

収用対価で分割払いに適用される金利を実質的に引き上げるとともに、未払い対価への利子加算を保障した。

第49条 労働の権利と義務

【旧】国家は、労働者の生活水準を向上させ、労働環境を発展させるため、また労働者を保護し、労働を支援し、失業を防ぐ経済環境を形成するため、必要な措置を行う。国家は、経営者と労働者の関係で融和的労働関係が保障されることを助け、維持するために必要な措置を行う。

【新】国家は、労働者の生活水準を向上させ、労

働環境を発展させるため、また労働者と失業者を保護し、労働を支援し、失業を防ぐ経済環境を形成し、融和的労働関係を保障するために、必要な措置を行う。

【変更点】失業者の保護を国家に新たに義務付けた。

第51条 労働／経営者組合結成の自由

【旧】肉体労働者と経営者は、加盟者の労働関係における経済社会的な権利と利益を擁護、発展させるために、事前許可なく労働／経営者組合を結成する権利を持つ。

労働／経営者組合またはその上部組織を結成するためには、法が示す情報と文書が法で示された当局に提出されれば充分である。この情報と文書が法に反することが判明した場合、当局は労働／経営者組合の活動停止または解散を求めて裁判所へ訴える。労働／経営者組合への加盟およびそれからの脱退は自由である。誰も労働／経営者組合への加盟、加盟の継続、それからの脱退を強制されてはならない。肉体労働者と経営者は同時に複数の労働／経営者組合の組合員であることはできない。どのような職場でも、労働組合への加盟または非加盟が雇用の条件とされてはならない。労働組合と上部組織の役員になるためには、最低10年肉体労働者として実際に働いたことが条件である。労働／経営者組合の定款、運営、機能は、憲法で定められた共和国の特質および民主主義の原則に反してはならない。

【新】労働者と経営者は、加盟者の労働関係における経済社会的な権利と利益を擁護、発展させるために、事前許可なく労働／経営者組合および上部組織を結成、これらに自由に加盟およびこれらから自由に脱退する権利を持つ。誰も労働／経営者組合への加盟またはそれからの脱退を強制されてはならない。労働／経営者組合結成の権利は、国家安全保障、公的秩序、犯罪の防止、公共保健衛生、一般倫理、および他人の権利と自由の

保護を理由にのみ、かつ法により制限されうる。労働／経営者組合を結成する権利の行使で適用される形式、条件および手続きは、法で示される。同時に同じ産業区分で複数の労働／経営者組合の組合員であることはできない。肉体労働者の性格を持たない政府部門勤務者のこの分野での権利の範囲、例外および限界は、その業務の性格に応じて法により定められる。労働／経営者組合の定款、運営、機能は、憲法で定められた共和国の特質および民主主義の原則に反してはならない。【変更点】労働者の団結権を、肉体労働者以外の労働者にも原則として認めた。ただし、公務員の団結権は、業務内容により法の制限を受けうる。また、すべての労働者の団結権が憲法第13条（権利と自由の制限）と同じ理由で法的制限を受けうることも明記された。

労働／経営者組合結成の際の行政当局による事後承認制を廃止した。

第55条 賃金における公正さの保障

【旧】最低賃金の決定では、国の経済社会状況が考慮される。

【新】最低賃金の決定では、労働者の生活必要条件と国の経済状況も考慮される。

【変更点】最低賃金決定で、労働者の生活必要条件を考慮の対象に入れた。

第65条 社会経済的権利の限界（旧）／国家の経済社会的任務の限界（新）

【旧】国家は、社会経済的分野で憲法に定められた任務を、経済的安定の維持を図りつつ、財源の範囲で遂行する。

【新】国家は、社会経済的分野で憲法に定められた任務を、この任務の目的に応じた優先順位で、財源の範囲で遂行する。

【変更点】国家が社会経済的任務の遂行にあたって、優先順位をつけることを認めた。

第66条 トルコ市民権

【旧】トルコ国家と市民権的つながりのある誰もがトルコ人である。

トルコ人を父親または母親とする子は、トルコ人である。外国人を父親としトルコ人を母親とする子の市民権は、法で定められる。

【新】トルコ国家と市民権的つながりのある誰もがトルコ人である。

トルコ人を父親または母親とする子は、トルコ人である。

【変更点】国際結婚で妻がトルコ国籍の場合も、子にトルコ国籍が与えられることを保障した。

第67条 選挙、被選挙、政治活動の権利

【旧】…兵役中の兵士と下士官、士官候補生、刑罰執行機関における受刑者は投票できない。刑罰執行機関や拘置所で拘束中の者の選挙権の行使では、開票、集計で選挙の安全性の点から取られるべき措置が最高選挙委員会により定められ、担当裁判官の現場での指示と監視下で行われる。

【新】…兵役中の兵士と下士官、士官候補生、刑罰執行機関における受刑者で業務上過失による受刑者を除く者は投票できない。刑罰執行機関や拘置所で拘束中の者の投票、開票、集計で選挙の安全性の点から取られるべき措置が最高選挙委員会により定められ、担当裁判官の現場での指示と監視下で行われる。

【変更点】業務上過失による受刑者に選挙権が与えられた。

第69条 政党の従うべき原則

【旧】ある政党を第68条第4項条文に反する行動により永久解散する決定は、その政党がこの性格の行動が行われる中心になったことが憲法裁判所により確認された場合に下される。

(中略)

政党の結成と活動、監査と解散命令、および政党と候補者の選挙支出と手続きは、上記の原則の

枠組みで法により定められる。

【新】ある政党を第68条第4項条文に反する行動により永久解散する決定は、その政党がこの性格の行動が行われる中心になったことが憲法裁判所により確認された場合に下される。政党は、この性格の行動がその政党の党員により盛んに行われた場合、この状態がその政党の党大会または党首または中央議決／執行機関または国会会派総会または国会会派執行委員会により、暗示的または明示的に承認された場合、またはこれらの行動が上記の党機関により直接、決意を持って行われた場合、それらの行動の中心と見なされる。

憲法裁判所は、上記条項に従い、永久解散の代わりに、解散請求の根拠とされた行動の重みにより、関連する政党への国家助成金を一部またはすべてを中止することを決定できる。

(中略)

政党の結成と活動、監査と解散命令ないし国家助成金の一部またはすべての中止、および政党と候補者の選挙支出とその手続きは、上記の原則の枠組みで法により定められる。

【変更点】政党助成金中止という、より軽い刑罰を追加導入した。このため、有罪でも必ずしも政党解散が命令されるとは限らなくなった。

第74条 請願権

【旧】国民は、自己または公に関する要望と不満について、当局と国会へ文書で訴える権利を持つ。自己に関する訴えの結果は、請願者に文書で知らされる。

この権利の行使の形は法で定められる。

【新】国民、および相互主義原則が尊重されることを条件にトルコに居住する外国人は、自己または公に関する要望と不満について、当局と国会へ文書で訴える権利を持つ。自己に関する訴えの結果は、遅れなく請願者に文書で知らされる。

この権利の行使の形は法で定められる。

【変更点】請願権の対象を、トルコ居住外国人に

まで広げた。

請願への迅速な対応を義務付けた。

第76条 国会議員被選挙資格一否決

【旧】…国家機密を漏洩した罪、イデオロギー的または無政府的行動に参加した罪、またはこのような行動を鼓舞扇動した罪の受刑者は、恩赦を得ても国会議員に選出されえない。

【新】…国家機密を漏洩した罪、テロ活動に参加した罪、またはこのような行動を鼓舞扇動した罪の受刑者は、恩赦を得ても国会議員に選出されえない。

【変更点】被選挙資格剥奪対象となる罪から、政治的理由による罪を排除した。

第83条 国会議員不逮捕特権一否決

【旧】…再選された国会議員の取り調べと訴追は、国会が当人の不逮捕特権を剥奪することを条件とする。

【新】(上記条項を削除し、下記の3条項を追加)
不逮捕特権に関する議事は、国会への提出日より3カ月以内に終了する。

不逮捕特権に関する採決は、本会議で秘密投票により行われる。

国会議員に関する刑事訴訟は最高裁判所で起こされる。この訴訟に関する事前取り調べ、公事訴訟、控訴、およびその他の訴訟原則は法で定められる。

【変更点】不逮捕特権が剥奪された元国会議員が再選されることにより再び不逮捕特権を得ることができないようにした。

不逮捕特権剥奪決議が迅速かつ容易に行われるようにした。

第86条 歳費と旅費

【旧】国会議員の給与と旅費は法で定められる。

【新】国会議員の給与、旅費、補償、社会保障権、および年金措置は法律で定められる。その月額給

与は、最高位国家公務員の受給額を、その旅費は給与の半額を超えてはならない。国会議員とその退職者は、国家公務員年金の受給対象となる。議員でなくなった者は本人の意思により受給対象資格を維持できる。

国会議員へ支払われる給与と旅費は、本人を受給対象としている国家公務員年金から支払われる月額年金と類似の支払いの停止を必要としない。

給与と旅費は最大3カ月前払いされることができる。

【変更点】国会議員の社会保障権と年金受給権を保障した。

第87条 国会の任務と権限(一般)

【旧】憲法第14条における行為により有罪になった者を除く一般または恩赦宣言を、裁判所が結審し確定した死刑の執行を決議すること、および憲法の他の条項で定められた権限を行使し、任務を遂行することである。

【新】国会議員定員の5分の3多数の決議により、憲法第14条における行為により有罪になった者を除く一般または特別恩赦宣言を、裁判所が結審し確定した死刑の執行を決議すること、および憲法の他の条項で定められた権限を行使し、任務を遂行することである。

【変更点】国会の恩赦宣言と死刑執行を難しくした。

第89条 法律の大統領による公布

【旧】(大統領は)公布されることが適切でないと判断した法律を、再度審議されるためにその問題点に関して示した根拠とともに、同じ期間内に国会に差し戻す。

【新】(大統領は)公布されることが一部またはすべてが適切でないと判断した法律を、再度審議されるためにその問題点に関して示した根拠とともに、同じ期間内に国会に差し戻す。一部が適切

でないと大統領により判断された場合、国会は適切でないと判断された条項のみを審議する。

【変更点】大統領が差し戻した法律の再審議で、問題点以外の条項を審議しないことにより、国会での無修正再可決を容易にし、大統領の拒否権を弱めた。加盟準備協約とは直接関係ない。トルコ国内政治上の理由による。

第90条 国際条約の批准 否決

【旧】(そのまま以下の条項を追加)

【新】法律と国際条約の間に齟齬が生じた場合は、国際条約が主とされる。

【変更点】国内法に対する国際法の優位の一般原則を認めた。

第94条 国会議長団

【旧】…国会議長候補は、国会議員の中から、国会招集日から10日以内に議長団に告知される。…議長選挙は、立候補期間終了後、10日以内に完了される。

【新】…国会議長候補は、国会議員の中から、国会招集日から5日以内に議長団に告知される。…議長選挙は、立候補期間終了後、5日以内に完了される。

【変更点】組閣作業に早く着手できるように、国会議長選挙を迅速化した。

第100条 国会尋問

【旧】首相または閣僚について、国会定数の最低10分の1の動議により、尋問を要求できる。国会は、この要求を1カ月以内に審議し、決議する。

…尋問がこの期間で終了しない場合、委員会に2カ月の最終期限が与えられる。

国会は、報告を優先的に審議し、必要と見なされた場合、関係者を弾劾裁判所へ送付することを決議する。弾劾裁判所への送付決議は、定数の過半数により可決する。

【新】首相または閣僚について、国会定数の最低

10分の1の動議により、尋問を要求できる。国会は、この要求を1カ月以内に審議し、秘密投票により決議する。

…尋問がこの期間で終了しない場合、委員会に2カ月の最終期限が与えられる。この期間内に報告が国会議長団に提出されなければならない。

報告は、議長団に提出された日から10日以内に配布され、配布から10日以内に審議され、必要と見なされた場合、関係者を弾劾裁判所へ送付することを決議する。弾劾裁判所への送付決議は、秘密投票で定数の過半数により可決する。

【変更点】国会尋問に対する与党の影響力を低下させ、国会の監視機能を高めることを狙った。

第118条 国家安全保障会議

【旧】国家安全保障会議は、大統領の主宰で、首相、国軍参謀総長、国防相、内相、外相、陸・海・空各軍司令官、憲兵隊総司令官により構成される。

…国家安全保障会議は、国家の安全保障政策の策定、決定、実施に関する意思決定および必要な調整の確保について意見を内閣に伝える。…その決定に、内閣は特に注意を払う。

【新】国家安全保障会議は、大統領の主宰で、首相、国軍参謀総長、副首相(複数)、法相、国防相、内相、外相、陸・海・空各軍司令官、憲兵隊総司令官により構成される。

…国家安全保障会議は、国家の安全保障政策の策定、決定、実施に関して行った勧告決議および必要な調整の確保に関する意見を内閣に伝える。…その決定を、内閣は参考にする。

【変更点】国家安全保障会議の構成を文民・武官同数から文民多数に変更した。

同会議の勧告機関としての位置付けを明確にした。

第149条 憲法裁判所の業務・裁判手続き

【旧】憲法裁判所は、長官と10人の判事から成り、

過半数により判決を下す。憲法改正での違憲判決を下すためには、3分の2多数を条件とする。

【新】憲法裁判所は、長官と10人の判事から成り、過半数により判決を下す。憲法改正での違憲判決および解党訴訟での解散命令を下すためには、5分の3多数を条件とする。

【変更点】政党の解散命令に必要な多数を過半数から5分の3に引き上げ、同命令が下りにくくした。

暫定第15条 最終条項

【旧】この時期（1980年9月12日から最初の総選挙により招集される国会の議長団成立まで）に成立した法律、法的効力を持つ政令および第2324号憲法秩序に関する法律に従って行われた決定と措置には、違憲の主張ができない。

【新】（上記条文削除）

【変更点】（これまで唯一対象外だった）軍事政権期の立法を司法審査の対象に入れた。

（出所）本資料は *Cumhuriyet*, 3-4 Ekim 2001, および2001年改正トルコ憲法 (<http://www.tbmm.gov.tr> より入手可能) をもとに、筆者作成。

(注1) トルコ共和国で施行された憲法には、1924年憲法、1961年憲法、1982年憲法がある。

(注2) Guillermo O'Donnell, Philippe C. Schmitter, and Laurence Whitehead, eds., *Transitions from Authoritarian Rule* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1986); Andrea Bonime-Blanc, *Spain's Transition to Democracy: The Politics of Constitution-Making* (Boulder: Westview Press, 1987); Janiver Martinez-Lara, *Building Democracy in Brazil, The Politics of Constitutional Change, 1985-95* (London: Macmillan, 1996). なお、(漸進的な憲法改正を含めた) より一般的な憲法改正の力学については Donald S. Lutz, "Toward a Theory of Constitutional Amendment," in *Responding to Im-*

perfection: The Theory and Practice of Constitutional Amendment, ed. Sanford Levinson (Princeton: Princeton University Press, 1995).

(注3) Ergun Özbudun, *Türk Anayasa Hukuku*, rev. 3rd ed. (Ankara: Yetkin Yayınları, 1993), p.31.

(注4) *Ibid.*, pp. 17-22.

(注5) 1971年と1973年の改憲の政治的背景については, Feroz Ahmad, *The Turkish Experiment in Democracy* (Boulder: Westview Press, 1977), chap. 10, および *Bülent Tanör, İki Anayasa, 1961-1982* (Istanbul: Beta, 1986), pp. 39-54参照。

(注6) Tanör, *ibid.*, pp. 54-60.

(注7) Özbudun, *Türk Anayasa Hukuku*.

(注8) *Ibid.*, 35-44.

(注9) William Hale, "Turkey," *Middle East Contemporary Survey 1987* (Boulder: Westview Press, 1989), pp.663-665.

(注10) 間寧「トルコ② テレビ—国家独占の終わり」(アジア経済研究所編『第三世界のマスメディア』明石書店, 1995年)。

(注11) 上記の人間が同乗した乗用車が交通事故を起こし、国会議員以外は死亡した、ススルルック事件。ススルルックはトルコ北西部のバルケセル県にある郡。

(注12) トルコ語以外には、国際的に使用されている外国語のみが使用可能。

(注13) 同会議の創設以来8年間で、累計約48年間相当の1万7714日間の放送禁止命令が下された。このうち分離・破壊主義の放送内容を理由に41の放送局が合計1万時間、宗教反動の内容を理由に34の放送局が合計5903日、それぞれ放送禁止になった。*Cumhuriyet* 紙, 23 Şubat 2002.

(注14) 定員は9名で、与党推薦候補10名から5名が、野党推薦候補8名から4名が、国会投票で決定される。例えば、医師による患者への性的虐待行為を扱う番組を流したカナルD放送局に対する1997年3月の放送禁止措置は、イスラム派政権による言論弾圧として世論の反発を呼んだ。間寧「トルコにおける市民社会と政治」(酒井啓子編『中東諸国の社会問題』アジア経済研究所, 1998年, 184ページ)。

(注15) それまでは、新党を結成してこれに移籍した後には既存の別政党へ移籍する迂回措置が頻繁に行

われていた。つまり、上記の憲法規定は形骸化していた。

(注16) すなわち、1991年改憲は、一義的には政権交代の産物である。1983年から1991年まで8年間にわたり政権の座にあった祖国党は、1980～83年の軍事政権時代の政治経済路線を引き継いだ。すなわち経済的には市場経済原理を取り入れて民間部門の成長を促進したが、政治的には団体活動や思想信条表現に対する規制を維持した。政権交代は、政治的規制の緩和に道を開いた。

(注17) 本段落および次の段落は、以下の拙稿に依拠した。間寧「トルコにおける連立政権1991～95年」(『現代の中東』第19号、1995年9月、32～34ページ)。

(注18) 1996年6月に成立した福祉党(与党第1党、イスラム派)と正道党(与党第2党、中道右派)連立政権では、福祉党党首であるエルバカン首相がイスラム的言動を強めた。これに対し、軍部が1997年2月28日の国家安全保障会議でイスラム運動の取り締りを首相に要求する一方、4月以降、エルバカン政権に対する辞任要求の市民社会的運動が起こった。これは与党第2党の正道党閣僚・議員からの連立解消要求を触発し、エルバカン内閣は総辞職した。この経緯については、前掲、間寧「トルコにおける市民社会と政治」第3節参照。

(注19) Hugh Poulton, "Turkey," *Middle East Contemporary Survey*, Vol. XIX: 1995 (Boulder: Westview Press, 1997), p.647.

(注20) 拘束の経緯についてトルコ政府は明らかにしていない。

(注21) 国家安全保障裁判所は地域別に設立された下級裁判所なので、上告は最高裁判所に行われる。

(注22) アンカラ大学法学部ウーウル=アラジャカプラン教授の見解。Nadire Mater and Ertuğrul Kürkçü, "Ocalan Trial: Breaking the Man or Breaking the Movement," Human Rights Action home page <http://www.hr-action.org/archive1/990309iwp1.html> より入手。

(注23) "Turkey-Memorandum of Economic Policies, June 26, 1998," <http://www.imf.org/external/np/loi/062698.htm> より入手可能。

(注24) インフレの元凶である財政赤字の半分近くは、公的債務の利子支払いから成っていた。

(注25) 例えば、民営化基本法である法律第4046号の第18条B)およびC)に対する違憲判決(1997年9月4日)、移行第15条に対する違憲判決(1997年1月31日)などがある。http://www.yargitay.gov.tr/bilgi/kanun_liste/PC14046.HM5.text.html および <http://www.anayasa.gov.tr/KARARLAR/IPTALIP-IRAZ/K1997より入手可能。>

(注26) "IMF Concludes Article IV Consultation with Turkey," <http://www.imf.org/external/np/sec/pn/1998/pn9859.htm> より入手可能。

(注27) なお、2001年改憲では、民主化とは関係のない項目もあった。一つは、与党の国会運営効率化をめざしたものである。第94条で、組閣作業に早く着手できるように、国会議長選挙を迅速化した。第89条で、大統領が差し戻した法律の国会再審議で、問題点以外の条項を審議対象からはずした。これにより、国会での無修正再可決が容易になり、大統領の拒否権が実質的に弱まった。この改正項目は、シュレント=エジェヴィット現政権が法案を国会で成立させてもネジデット=セゼル大統領の拒否権により発効をたびたび遅らされたことに起因している。二つ目は、国会議員の権利に関するもので、第86条で、国会議員の社会保障権と年金受給権を保障した。この二つ目の項目については、最初に可決成立した憲法改正法(法律第4709号)では、国会議員給与が国家公務員最上位の給与に準ずることが定められていたため、大統領が反発してその個所に署名しなかった。このため、議会在憲法第86条に関して、国会議員による当初のあからさまなお手盛りを「下方」修正した、別個の憲法改正法(法律第4720号)を11月21日に可決成立させ、大統領もこれに署名した。その結果、国会議員の権利については、上記の改憲内容になった。

(注28) 第21トルコ国会議案2/803、2001年9月6日提出。この議員提出法案は、国会各会派が均等に代表された超党派委員会起草された。

(注29) 開催地の名を冠する。

(注30) <http://europa.eu.int/comm/enlargement/intro/criteria.htm> より入手可能。

(注31) これは、準加盟協定(Europe Agreements)の実施、財政支援、共通問題についての加盟国・候補国間での構造的対話の3本柱から成る。<http://europa>

- eu.int/comm/enlargement/pas/index.htm より入手可能。
- (注32) <http://europa.eu.int/comm/enlargement/pas/index.htm> より入手可能。
- (注33) <http://europa.eu.int/comm/enlargement/pas/aps.htm> <http://europa.eu.int/comm/enlargement/intro/criteria.htm> より入手可能。
- (注34) Commission of the European Communities, “2001 Regular Report on Turkey’s Progress Towards Accession,” Brussels, 13. 11. 2001, ASEC (2001) 1756.
- (注35) 2001年11月27日成立, 12月8日公布。
- (注36) *Cumhuriyet* 紙, 2001年10月4日。
- (注37) *Cumhuriyet* 紙, 2001年10月5日。
- (注38) *Cumhuriyet* 紙, 2001年9月26日。
- (注39) 2001年改憲法案に関する憲法委員会報告書。
<http://www.tbmm.gov.tr/sirasayi/donem21/yil01/ss737m.htm> より入手。

(注40) トルコ国会議事録2001年9月28日。<http://www.tbmm.gov.tr/tutanak/donem21/yil03/bas/b135m.htm> より入手。

(注41) その国がおかれている国際環境が民主主義の定着をどの程度促進するかについての(ハンチントンの主観による)4段階評価で,トルコは上から2番目のグループだった。Samuel Huntington, *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century* (Norman: University of Oklahoma Press, 1991), pp. 273-274.

(注42) トルコが2000年に決定した国民計画は,政治的基準の領域で短期的重点課題として31,中期的重点課題として53の憲法・法改正を揚げたが,このうちそれぞれ18および10の項目しか実現していない。*Cumhuriyet* 紙, 2002年6月7日。

(はざま やすし/地域研究第2部副主任研究員)